

# 令和8年4月1日から下水道使用料を改定します

本町では、令和8年4月1日から下水道使用料を改定します。

今回の改定は、老朽化が進む下水道施設の更新に備え、将来にわたり安全で安定した下水道サービスを維持していくために行うものです。

下水道は、日常生活における汚水処理や水環境を保全し、快適な住民生活を維持していくために欠かすことのできないインフラの一つです。

使用者の皆さまにはご負担をお掛けすることとなりますが、下水道事業を将来にわたり持続可能なものとするため、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## なぜ使用料の見直しが必要なのか

本町の下水道事業は、昭和63年の供用開始以来、生活環境の向上に貢献してきました。しかし、今後は人口減少や節水機器の普及により、使用料収入は中長期的に減少する見込みとなります。

一方で、管路や下水道施設の老朽化が進み、計画的な施設の更新や、これまでの整備に伴う借入金の返済など、多額の費用が必要となっており、事業資金残高は年々減少しています。このまま使用料改定を行わなかった場合、将来の施設更新に必要な資金の確保が困難となることを見込まれます。

町では、令和5年度に使用料改定を行いました。コロナ禍や社会経済情勢を踏まえ、使用者の皆さまに過度な負担とならないよう配慮した改定としてきました。その後も経営の効率化や経費削減などの経営努力に取り組んできましたが、現行の使用料水準では将来にわたり安定した事業運営を続けることが難しい状況です。

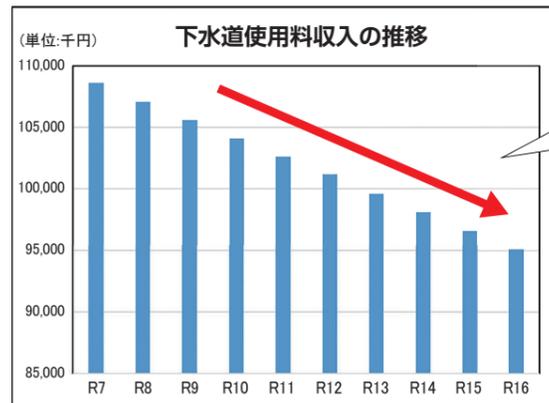
下水道事業は、原則として使用料で運営する仕組みですが、現在は使用料収入だけでは賄いきれず、不足する分を町の財源で補っている状況です。

こうした状況を踏まえ、学識経験者や関係団体の代表等で構成される「蔵王町上下水道事業経営審議会」において審議を行い、その答申を受け、今回、下水道使用料を一律20%引き上げることとしました。

人口減少や節水機器の普及による料金収入の減少

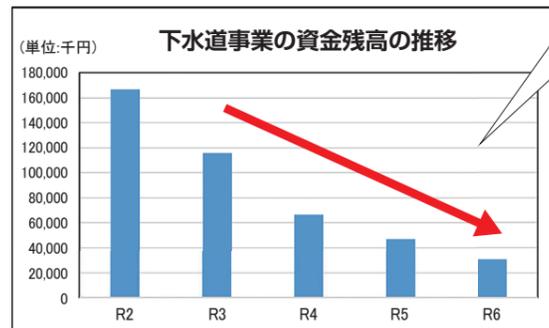
施設の老朽化に伴う更新・維持費の増加

将来の施設更新に必要な資金の確保



人口減少や節水機器の普及により、使用料収入は中長期的に減少する見込みです。

令和2年度 166,474千円  
令和6年度 30,480千円  
5年間で事業資金残高が約130,000千円減少しています。



## 使用料改定の内容

### 【下水道使用料新旧表】

(税抜)

区分	排水量	使用料		差額	改定率
		改定前	改定後		
基本使用料	0㎡～10㎡	1,664円	1,990円	326円	20%
超過使用料 (1㎡当たり)	11㎡～20㎡	172円	206円	34円	
	21㎡～50㎡	179円	214円	35円	
	51㎡～200㎡	204円	244円	40円	
	201㎡～	217円	260円	43円	

※ 1か月当たりの単価

### 【計算例】

- ◆ 月20㎡を使用の場合（一般家庭の平均使用料）
- ◆ 請求時に、1円未満の端数が生じたときは切捨てとなります。

〈改定前下水道使用料〉		〈改定後下水道使用料〉	
■ 基本使用料	1,664円	■ 基本使用料	1,990円
■ 超過 (10㎡×172円)	1,720円	■ 超過 (10㎡×206円)	2,060円
■ 消費税	338円	■ 消費税	405円
■ 合計	3,722円	■ 合計	4,455円

※ 1か月で733円の増となり、1年間では8,796円の増となります。

## 新使用料適用の時期

現在、下水道を継続して使用の方は、令和8年4月分の使用から新しい使用料が適用されます。なお、下水道使用料は1か月ごとに検針を行っているため、実際の請求は令和8年5月検針分から増額となります。また、令和8年4月1日以降に新たに下水道の使用を開始した場合は、使用開始日から新使用料が適用されます。

検針月	3月	4月	5月	6月
継続使用	○ 検針	○ 検針 (旧使用料で請求)	● 検針 (新使用料で請求)	● 検針
新規使用		(新使用料で請求)		

## 今後の取り組み

今後も持続可能な事業運営を行うため、経営の効率化や経費削減などの経営努力を継続するとともに、管路や下水道施設の更新については、更新計画に基づき計画的に更新を行い、更新費用の均一化を図ることで、経費の抑制に努めます。

また、下水道使用料については、経営戦略に基づき、おおむね5年ごとを目安に経営分析を行い、適切な水準となっているかを検証していきます。

問い合わせ先/上下水道課 ☎33-3000